

## 重要なお知らせ — [未提出のお客様へ] マイナンバー確認書類

平素よりキャッシュパスポートをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2016年1月より「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に基づき、お客様の個人番号（マイナンバー）の確認が必要になりました。

2019年1月より、マイナンバーが確認できる書類を提出頂いていないお客様の海外ATMでの現金引出機能を停止させて頂いております。今後、海外ATMにて現金引出機能をご利用予定のお客様は、**2019年11月29日（金）**までにマイナンバー確認書類をご提出いただきますようお願い致します。期日以降にご提出頂いても、海外ATM現金引出機能停止の解除ができませんのでご注意ください。

マイナンバー確認書類は下記のいずれか1つです。

- ① 「個人番号（マイナンバー）カードのコピー（両面）」
- ② 「通知カードのコピー」と「住所等確認書類（※）のコピー」
- ③ 「個人番号（マイナンバー）の記載のある住民票」と「住所等確認書類（※）のコピー」

（※）「住所等確認書類」とは以下のいずれかをいいます。ただし、現住所の記載のあるものに限ります。

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・パスポート
- ・在留カード

### 【ご提出方法】

カードお申込時に同封いたしました書類に記載いただき、上記のいずれかの書類コピーを同封のうえ返信用封筒でご返送ください。※2019年11月29日（金）必着